

医療費が高額になった世帯に 介護保険受給者がいるとき

医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいる場合、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に、自己負担の年額を合算して下記の限度額を超えたときには、申請によりその超えた分が支給されます(高額医療・高額介護合算制度)。

合算した場合の限度額 (年額/8月～翌年7月)

■70歳未満の人

■70歳以上75歳未満の人

所得区分		限度額	所得区分 (P9参照)	限度額
ア	所得 901万円超	212万円	現役並み 所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	212万円
イ	所得 600万円超 901万円以下	141万円	現役並み 所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	141万円
ウ	所得 210万円超 600万円以下	67万円	現役並み 所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	67万円
エ	所得 210万円以下 (住民税 非課税世帯除く)	60万円	一般 (課税所得 145万円未満等)	56万円
オ	住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円
			低所得者Ⅰ	19万円

●低所得者Ⅰで介護保険受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。